

所得税所得控除改正について

あけましておめでとうございます。

皆様にとって実り多き一年となりますようお祈り申し上げます。

本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

令和2年1月1日から所得税の計算が変更されます。

今回は変更点(所得税所得控除改正点)について簡単に説明します。

I. 給与所得控除(会社員の経費とみなすもの)の引き下げ〈増税〉

収入に応じ一律 10万円引き下げられ(55万円~195万円)、年収 850万円超で 195万円が上限になる。

改正前は収入に応じ 65万円~220万円、年収 1,000万円超で 220万円が上限

II. 基礎控除の引き上げ〈減税〉

従来は一律 38万円⇒所得金額 2,400万以下は 48万円に

合計所得金額	基礎控除額	
	改正前	改正後
2,400万円以下(年収 2,595万円)	38万円 (所得制限なし)	48万円
2,400万円超 2,450万円以下		32万円
2,450万円超 2,500万円以下		16万円
2,500万円超		0円

III. 所得税調整控除の新設〈減税〉

対象者: 年収 850万円を超える課税対象者で、かつ、下記の 3 条件のどれかに
当てはまる給与所得者

- (1)本人が特別障害者
- (2)年齢 23歳未満の扶養親族がいる
- (3)特別障害者である同一生計配偶者、あるいは扶養親族がいる

控除内容

給与収入(1,000万円を超える場合は 1,000万円)から 850万円を控除した金額
の 10%を所得控除とする

●ポイント

年収 850万円以下の方は増税にも減税にもなりません。

年収 850万円超の方は給与所得控除上限が 195万円になるので実質増税になります。ただし IIIに該当する場合、控除額が調整されて 1,000万円までの給与収入の方も増税になりません。